

令和4年度(2022年度)熊本県広域連携プロジェクト
(スクラムチャレンジ)推進補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、次の各号に掲げる目的のため、複数の市町村等が地域の資源や特性を生かし連携・協働し、広域で地域の活力を創造する取組みに要する経費について、予算の範囲内において熊本県広域連携プロジェクト(スクラムチャレンジ)推進補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

- (1) 地方創生や地域の課題解決に資すること。
- (2) 令和2年7月豪雨からの復興に資すること。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「公共的団体等」とは、市町村の区域内にある、公共的な活動を営む団体をいう。
- (2) 「広域的な公共的団体等」とは、市町村の区域が異なる複数の公共的団体等で主に構成された団体で、複数の市町村の区域にわたって公共的な活動を営む団体のことをいう。
- (3) 「間接補助事業」とは、間接補助事業者(第7条第1項第3号から第5号の補助事業者(市町村又は一部事務組合若しくは広域連合が補助事業者又は補助事業者の構成員になっている場合を除く。))が行う事業で、広域連携プロジェクト(スクラムチャレンジ)推進補助金を財源に、市町村が当該間接補助事業者に対して給付金を交付する事業をいう。
- (4) 「備品」とは、性質若しくは形状を変更することなく比較的長期間の使用に耐える物品又は長期間にわたり保存すべき物品であって、1品の取得価格が3万円以上のものをいう。
- (5) 「ハード」とは、1品の取得価格が10万円以上の備品の取得をいう。なお、建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得等の「施設整備」は対象としない。
- (6) 「ソフト」とは、ハード以外のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 複数の市町村等が連携・協働する広域的な取組みに係る次の各号の事業を補助対象事業(補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)とする。

- (1) 地域の資源や特性を活かして行う事業
- (2) 地域の資源や特性を活かして行う令和2年7月豪雨からの復興に向けた事業

2 前項の補助対象事業は、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。
- (2) 新規に取り組む事業又は平成 3 0 年度 (2 0 1 8 年度) 以降に新規にこの補助金の交付を受けた事業で、知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業であること。ただし、前項第 2 号に基づく事業については、必ずしも知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業である必要はない。
- (3) 備品の取得のみを目的とする事業でないこと。
- (4) 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること。ただし、前項第 2 号に基づく事業については、この限りではない。
- (5) 個人への金銭的給付を行うものでないこと。
- (6) 地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。
- (7) 各市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付ける事業であること。ただし、前項第 2 号に基づく事業については、この限りではない。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費 (補助金の交付の対象となる経費をいう。以下同じ。) は、補助対象事業に要する経費とする。ただし、隣県市町村等と連携・協働して広域的な取組みを行う場合の補助対象経費は、熊本県側市町村等と隣県市町村等が協議して定めた熊本県側負担分に、次条の補助率を乗じ、第 6 条の算出方法により得た額とする。

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 補助事業者 (補助金の交付の対象となる事業を行う者をいう。以下同じ。) の組織や施設の運営に要する経費
- (2) 飲食に要する経費
- (3) 出資、出捐、貸付に要する経費
- (4) 土地の取得、賃借、補償に要する経費
- (5) 建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得に要する経費
- (6) 備品の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
- (7) その他知事が不相当と認める経費

3 補助対象事業に入場料、出展料、参加料、売上金等の当該事業収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。

4 補助対象経費に占める 1 0 万円未満の備品購入費の割合は、2 0 パーセント以内とする。

5 補助対象経費に占めるハード及び前項の備品購入費に要する経費の割合は、5 0 パーセント未満とする。ただし、知事が適当と認める場合はこの限りでない。

6 登記若しくは登録等を必要とする備品の取得に要する経費については、法人格を有する補助事業者又は法人格を有する団体が構成員となっている補助事業者が行う場合に限る。

(補助率、上限額及び下限額)

第5条 補助率は、ソフトは補助対象経費の4分の3以内、ハードは補助対象経費の3分の2以内とする。

2 補助金申請額の上限は、1,000万円とする。

3 補助金申請額の下限は、100万円とする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合にあってはこの限りではない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額の算出の方法は、ソフト及びハードそれぞれの補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計とする。ただし、合計する前のそれぞれの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助事業者)

第7条 補助事業者は、次のとおりとする。

(1) 主として複数の市町村で構成する広域的な組織

(2) 一部事務組合又は広域連合

(3) 広域的な公共的団体等

(4) 第1号から前号の2以上の組織で構成する広域的な組織又は協定等により補助対象事業の実施を受託した広域的な組織

(5) 間接補助事業者に対して給付金を交付する市町村

(6) その他知事が適当と認める広域的な組織

2 前項の補助事業者(第2号及び第5号を除く。)は、次の要件を全て満たす組織とする。

(1) 原則として、熊本県内に事務所を有すること。

(2) 団体の定款、規約、会則等を有すること。

(3) 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。

(4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

(5) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

3 第1項の補助事業者を構成する公共的団体等及び民間団体は、前項第1号、第4号から第6号の要件を全て満たす団体とする。

4 第1項の補助事業者が隣縣市町村等と連携・協働して広域的な取組みを行う場合の隣県の事業者は、市町村その他知事が適当と認める組織とする。

5 前項の隣県の事業者(市町村を除く。)は、次の要件を全て満たす団体とする。

(1) 団体の定款、規約、会則等を有すること。

(2) 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。

(3) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。

(4) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを

目的とした団体ではないこと。

(5) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

6 第 4 項の隣県の事業者を構成する公共的団体等及び民間団体は、前項第 3 号から第 5 号の要件を全て満たす団体とする。

(補助金の交付申請)

第 8 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 規則第 3 条第 2 項の添付書類は、別表 1 のとおりとする。

3 補助事業の募集期間は、令和 4 年 (2 0 2 2 年) 4 月 1 日から令和 4 年 (2 0 2 2 年) 4 月 1 5 日までとする。ただし、予算状況によっては追加の募集を行う場合がある。

4 第 1 項の申請書及び第 2 項の添付書類の提出部数は、2 部とする。

(決定の通知)

第 9 条 規則第 6 条の補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書 (別記第 2 号様式) により行うものとする。

(補助対象事業の内容等の変更)

第 1 0 条 規則第 7 条第 1 項に規定する変更事由は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の主要部分の変更

(2) 補助対象経費の 3 0 パーセントを超える変更

2 規則第 7 条第 1 項の変更申請書は、別記第 3 号様式によるものとし、添付書類は別表 2 に定める。

3 規則第 7 条第 3 項において準用する第 6 条の規定による補助対象事業の内容等の変更承認通知は、補助金の額に変更が生じるときは変更交付決定通知書 (別記第 4 号様式) 、補助金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書 (別記第 5 号様式) により行うものとする。

(申請の取下げ)

第 1 1 条 規則第 8 条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 3 0 日を経過する日までとする。

(状況報告)

第 1 2 条 規則第 1 1 条の規定により知事が必要であると認める場合は、実施状況報告書 (別記第 6 号様式) により、補助事業者 (間接補助事業の場合は市町村) に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第 1 3 条 規則第 1 3 条の規定により補助事業が完了したときは、補助対象事業の

成果を記載した実績報告書（別記第7号様式）を提出しなければならない。

2 規則第13条の添付書類は、別表3に定める。

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和5年（2023年）3月15日のいずれか早い日とする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（補助金の請求等）

第15条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

2 補助金の交付を概算払いで受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書（別記第10号様式）によるものとし、添付書類は次のとおりとする。

（1）補助金概算払請求書（別記第10号の2様式）

（2）契約書、請書、請求書、見積書等、支払先及び金額を証する書類

（3）概算払いの対象となる経費及び事業の進捗状況を記載した書類（別記第10号の3様式）

（4）その他必要と認める書類

（財産処分の制限）

第16条 規則第21条第2項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。

（証拠書類の保管）

第17条 規則第23条の別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

（書類の提出先）

第18条 この要項に基づき知事に提出する書類は、補助事業者への支援を中心となって行う広域本部振興課（天草広域本部の場合は総務振興課）に提出するものとする。ただし、間接補助事業の場合は、市町村を經由して、補助事業者への支援を中心となって行う広域本部振興課（天草広域本部の場合は総務振興課）に提出するものとする。

(雑則)

第 1 9 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和 4 年 (2 0 2 2 年) 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式	交付申請書
別記第 1 号の 2 様式	事業計画書
別記第 1 号の 3 様式	事業スケジュール
別記第 1 号の 4 様式	収支予算書
別記第 1 号の 5 様式	予算計上確約書
別記第 2 号様式	交付決定通知書
別記第 3 号様式	変更申請書
別記第 3 号の 2 様式	事業変更計画書
別記第 3 号の 3 様式	変更後事業スケジュール
別記第 3 号の 4 様式	変更後収支予算書
別記第 4 号様式	変更交付決定通知書
別記第 5 号様式	変更承認通知書
別記第 6 号様式	実施状況報告書
別記第 7 号様式	実績報告書
別記第 7 号の 2 様式	事業実施内容報告書
別記第 7 号の 3 様式	収支精算書
別記第 8 号様式	交付確定通知書
別記第 9 号様式	交付請求書
別記第 1 0 号様式	概算払申請書
別記第 1 0 号の 2 様式	概算払請求書
別記第 1 0 号の 3 様式	概算払対象経費及び進捗状況説明書

(別表1) 補助金交付申請書に添付する書類

(交付要項第8条第2項の添付書類)

添付書類
(1) [1号-2] 事業計画書
(2) [1号-3] 事業スケジュール
(3) [1号-4] 収支予算書
(4) [1号-5] 市町村の予算計上が確認できる書類
(5) 補助事業者の定款、規約等(隣県の事業者(市町村を除く)含む) (注) 補助事業者が交付要項第7条第1項第2号でない場合に添付
(6) 2以上の組織で締結された協定書等 (注) 補助事業者が交付要項第7条第1項第4号に該当する場合に添付
(7) 熊本県側と他県側の負担割合を説明した書類 (注) 隣縣市町村等と連携・協働して広域的な取組みを行う場合に添付
(8) その他必要と認める書類

(別表2) 補助金変更申請書に添付する書類

(交付要項第10条第2項の添付書類)

添付書類
(1) [3号-2] 事業変更計画書
(2) [3号-3] 変更後事業スケジュール
(3) [3号-4] 変更後収支予算書
(4) その他必要と認める書類

(別表3) 実績報告書に添付する書類

(交付要項第13条第2項の添付書類)

添付書類
(1) [7号-2] 事業実施内容報告書
(2) [7号-3] 収支精算書
(3) 証拠書類(領収証等の写し)
(4) 事業の遂行を確認できる写真
(5) その他必要と認める書類